

## 安曇野市行政改革推進委員会

(公立保育園の民営化に関する基本的な考え方に関する検討資料)

### 1 民営化の手法について (先進事例)

#### (1) 制度面の違いによる民営化の手法

運営方法	公設民営		民設民営
	運営委託	指定管理	
設置主体	市	市	事業者
運営主体	事業者	事業者	事業者
施設の管理権限	市	事業者 (※管理の基準、業務の範囲は条例で定める)	事業者
保育の実施者としての根拠	市との契約	市との契約	県の認可
運営費	市 10/10 (※交付税措置あり)	市 10/10 (※交付税措置あり)	国 1/2 県 1/4 市 1/4 子どものための教育 ・保育給付費負担金
入所事務及び保育料決定・徴収事務	市	市	市
経営の継続性	契約期間ごとに変更になる可能性がある	契約期間ごとに変更になる可能性がある	運営主体の変更がないが撤退はあり得る

民営化の手法としては、大きくは公設民営と民設民営の2つの手法があり、公設民営の場合、運営委託であっても指定管理であっても運営費については、公設公営と同様に全額市の負担となる(交付税として財源措置はある)が、民設民営の場合は国 1/2、県 1/4 の負担金の交付が交付される。

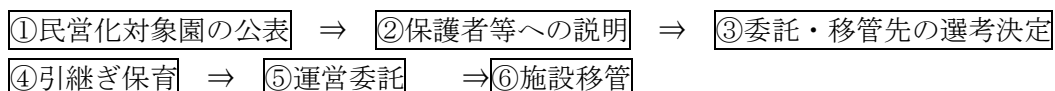
また、経営の安定性について、公設民営の場合は契約期間ごとに事業者が変更になる可能性があるが、民設民営の場合は原則的に運営主体が変更になることはない。しかし、撤退はあり得る。

(2) 先進事例

【長野市】

- ・平成 15 年度 公立保育所うち 3 園の民営化を計画
- ・平成 17 年度 「保育所等のあり方懇話会」(有識者等による検討会 計 10 回開催)  
⇒ 提言書(平成 18 年 3 月)

※民営化の基本的流れ



(平成 21 年度に 1 園、平成 24 年度に 1 園、平成 25 年度に 1 園を運営委託)

- ・平成 24 年度 「長野市公立保育所の適正規模及び民営化等基本計画」の策定について諮問  
⇒答申(平成 25 年 2 月)
- ・平成 25 年度 「長野市公立保育所の適正規模及び民営化等基本計画」策定  
(平成 25 年度～平成 34 年度までの 10 年計画)  
※民営化実施園の選定及び期間を規定



- ・平成 25 年度以降 計画に基づき、民営化の基本的な流れに則って順次民営化

※別添参考資料 1 参照

【下野市】

- ・平成 18 年度 「下野市行政改革大綱」策定(平成 19 年 2 月)  
↓ ※各種公共施設について民間事業者活用を前提として検討する方針
- ・平成 20 年度 「下野市保育園のあり方検委員会」発足(平成 21 年 1 月)
- ・平成 21 年度 ⇒ 報告書(平成 21 年 6 月)  
↓ ⇨ 「次世代育成支援行動計画策定」(平成 22 年 3 月)
- ・平成 23 年度 「下野市保育園整備計画」策定(平成 23 年 5 月)  
※民営化については平成 26 年度以降に 2 園の民間移管を検討する計画  
↓ ⇨ 「下野市子ども・子育て支援事業計画」策定(平成 27 年 3 月)
- ・平成 27 年度 「下野市公立保育園民営化実施計画」策定中

※別添参考資料 2 参照

## 2 保育を必要としている子どもについて

市内の認可保育所の入所児童の内訳

(平成 27 年 10 月 1 日現在)

認定区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号認定 (教育認定子ども)				109 人	117 人	107 人	333 人
2 号認定 (保育認定子ども)				517 人	612 人	565 人	1694 人
3 号認定 (保育認定子ども)	35 人	138 人	222 人				395 人
合計	35 人	138 人	222 人	626 人	729 人	672 人	2422 人

※ 1 号認定：就学前の子ども（3 歳以上）で保育の必要性がない子ども ⇒ 教育給付

※ 2 号認定：就学前の子ども（3 歳以上）で保育の必要性がある子ども ⇒ 保育給付

※ 3 号認定：就学前の子ども（3 歳未満）で保育の必要性がある子ども ⇒ 保育給付

子ども・子育て支援法の施行（平成 27 年 4 月 1 日）により、市町村は就学前の子どもに対して子どものための教育・保育給付（幼稚園、認定こども園における教育及び保育所、認定こども園、地域型保育事業における保育）を行うことが義務付けられました。

原則として 1 号認定の子どもが利用できる施設は、幼稚園及び認定こども園で、2 号・3 号認定の子どもが利用できるのは保育所、認定こども園及び地域型保育事業とされていますが、安曇野市には 1 号認定の子どもが利用できるだけの幼稚園及び認定こども園がないため、特例として保育所で 1 号認定の子どもを受け入れています。このため、市では公立保育所を認定こども園化して 1 号認定の子どもの受け皿を確保する方針で検討を進めています。

また、2 号認定・3 号認定の認定基準となる保育の必要性の要件については、国が定める基準に従って認定を行っています。

現在、1 号認定の子どもが 333 人、2 号認定が 1,694 人で 3 号認定は 395 人となっており、保育の必要性がある子どもは全体で 2,089 人となっています。

### 3 保育所職員の職務内容について

保育所職員の職務分担及雇用区分における人数 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

役職・担当	職務分担	勤務体系	雇用区分	人数	
園長	保育園統括	フルタイム	正規	18人	18人
主任	保育指導・園長補佐	フルタイム	正規	18人	18人
5歳児担任	5歳児クラスの担任	フルタイム	正規	19人	30人
			非常勤	11人	
4歳児担任	4歳児クラスの担任	フルタイム	正規	12人	32人
			非常勤	20人	
3歳児担任	3歳児クラスの担任	フルタイム	正規	14人	37人
			非常勤	23人	
2歳児担任	2歳児クラスの担任	フルタイム	正規	4人	36人
			非常勤	32人	
1歳児担任	1歳児クラスの担任	フルタイム	正規	4人	45人
			非常勤	41人	
0歳児担任	0歳児クラスの担任	フルタイム	正規	0人	11人
			非常勤	11人	
加配・フリー	障がい児等特別な支援が必要な児童の保育	フルタイム	正規	1人	51人
			非常勤	50人	
看護師	障がい児等医療的なケアが必要な児童の対応	フルタイム	正規	0人	4人
			非常勤	4人	
一時保育	一時保育事業の担当 (7園で実施)	フルタイム	正規	1人	7人
			非常勤	6人	
長時間保育	朝・夕の長時間保育の担当	パートタイム	正規	0人	81人
			非常勤	81人	
合計			正規	91人	370人
			非常勤	279人	

職員内容について、園長・主任を除くとフルタイムの正規職員と非常勤職員の職務内容について違いはなく、保育における一義的責任も変わりはありません。